

■事業停止処分の実施状況（令和6年4月1以降）

（令和6年12月12日時点）

	命令の日	事業者名	処分の理由	処分の内容
1	令和6年12月12日	森 智紀	遊漁船の利用者の生命又は身体について損害が生じ、その被害者に対してその損害の賠償を行うべき場合に備えてとるべき措置（損害賠償措置）が、農林水産省令で定める基準に適合していない者に該当することとなった。	事業の一部（森智紀が所有する船舶「海鈴」の使用）を3日間停止。
2				
3				
4				